

平成21年3月9日

各位

本社所在地	東京都千代田区神田佐久間町1丁目9番地
会社名	株式会社 テラネット
代表者	代表取締役社長 岡田 圭治
コード番号	2140 札幌証券取引所 アンビシヤス
問合せ先	管理部長 岡久 勉
電話番号	011-876-9544
URL	http://www.terranez.com

有価証券報告書の訂正報告書提出に関するお知らせ

当社は、第8期（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）の有価証券報告書の記載事項において一部訂正すべき事項がありましたため、下記のとおり、本日付で訂正報告書を関東財務局へ提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年3月31日に提出いたしました第8期（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に変更がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ~ (6) <省略>

(7) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

(8) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨定款に定めております。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(訂正後)

(1) ~ (6) <省略>

(7) 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

(8) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨定款に定めております。

これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できることを目的とするものであります。

(9) 中間配当について

株主への動機的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨、定款に定めております。

(10) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使すること

ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

以上